

○金融 融行告示第十九号

農林水産省 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一條の二第一項の規定に基づき、平成九年七月三十一日大蔵省告示第二十九号（農業協同組合法第十一條の規定に基づき、組合の経営の健全性を判断するための基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十七年十二月十六日 金融庁長官 五味 廣文 農林水産大臣臨時代理 農務大臣 杉浦 正健

第四条第三項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

一 預金保険法第二条第五項に規定する銀行持株会社等

○金融 融行告示第二十号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六條の規定に基づき、平成十三年十二月二十一日金融 融行告示第十五号（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十七年十二月十六日 金融庁長官 五味 廣文 農林水産大臣臨時代理 農務大臣 杉浦 正健

第二条第二項中「第五号まで又は第七号」を、第八号まで又は第十号」に改める。

第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。）に、同項第七号」を「同項第十号」に改め、同条第四項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 預金保険法第二条第五項に規定する銀行持株会社等

○金融 融行告示第二十一号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條の六第一項（同法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第一百條第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成九年七月三十一日大蔵省告示第三十号（水産業協同組合法第十六條の四に基づき主務大臣が定める漁業協同組合等の経営の健全性の基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十七年十二月十六日 金融庁長官 五味 廣文 農林水産大臣臨時代理 農務大臣 杉浦 正健

第四条第三項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 預金保険法第二条第五項に規定する銀行持株会社等

○法務省告示第六百二十一号

山口県熊毛郡島田村第四百六十二番屋敷

一 当該除籍に係る戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ることを。

二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注 意

一 申出は、口頭でも差し支えない。

二 申出の手續について分からないことがあれば、光市役所又は山口地方事務局周南支局に照会すること。

平成十七年十二月十六日 法務大臣 杉浦 正健 木邑 儀平

山口県熊毛郡島田村第四百六十二番屋敷

○農林水産省告示第九百四十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第二十一の規定に基づき、ニユージールランドから発送されるさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、平成四年五月六日農林水産省告示第五百十九号（植物防疫法施行規則別表一の四の項のニユー・ジールランドから発送されるサミット種、サム種、ステラ種、ドーション種、パレット種、ピング種、ランバート種及びレニア種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める等の件）は、廃止する。

平成十七年十二月十六日 農林水産大臣臨時代理 農務大臣 杉浦 正健

の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われる区域として指定した生産地（以下「指定生産地」という。）で生産されたものであること。

二 指定生産地における調査 次の方法によりトラップ調査及び生果実調査が行われていること。

（一）トラップ調査

ア 調査はニユージールランド植物防疫機関が行うこと。

イ 指定生産地においてヘクター数（小数点以下切捨て）に一を加えた数のトラップを設置し、一週間ごとの誘殺虫数を確認すること。

（二）生果実調査

ア 調査はニユージールランド植物防疫機関が行うこと。

イ 指定生産地又はこん包施設で調査を行うこと。

ウ 収穫前の成熟した果実又は収穫した果実を対象に行うこと。